

金曜は午後7時まで 市民課関係窓口を時間延長します

場本庁市民課

因島総合支所市民生活課

因戸籍、住民票、印鑑・所得証明書の発行、マイナンバーカード・パスポートの受け取りなど

※住所変更、パスポートの申請はできません。

☎市民課(☎0848-38-9102)

因島総合支所市民生活課

(☎0845-26-6208)

※所得に関する証明は、事前に担当課へご確認ください。

☎収納課(☎0848-38-9172)

因島瀬戸田市民税係

(☎0845-26-6227)

高齢者向け給付金の申請期限は 8月31日(水)です

期限を過ぎますと給付金は支給されません。対象者と思われる人には申請書を送付していますので、再度ご確認をお願いします。

申請書を紛失した場合や申請方法など、詳しくはお問い合わせください。

☎尾道市臨時福祉給付金コールセンター(☎0120-108-557)

社会福祉課

(☎0848-37-3600)

スズメバチに注意しましょう

スズメバチは夏から秋にかけて攻撃的になり危険です。巣に近づいたり、近くで騒いだりするなど、刺激しないようにしましょう。

■スズメバチが近寄ってきたときは

手で振り払ったりすることは避け、姿勢を低くして静かに離れましょう。

■スズメバチに刺されたときは

患部を流水で流し、氷で冷やすなどの応急措置をとり、速やかに医療機関で受診しましょう。

※スズメバチは危険なので、専門業者に駆除を依頼しましょう。(職業別電話帳の「消毒業」または「ハチ駆除」を参照)

☎環境政策課(☎0848-38-9434)



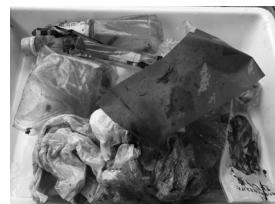
ごみのポイ捨てやめて！ 尾道の海をきれいに

市では、漁協と協力して海底ごみ回収の取り組みを継続していますが、環境改善は一部の海域にとどまっています。

ペットボトルやお菓子の袋などのごみが、陸から流れてきて海底にたまり、魚たちのすみを奪っています。

魚たちにとって住みやすい環境をつくるため、ごみのポイ捨てはやめましょう。

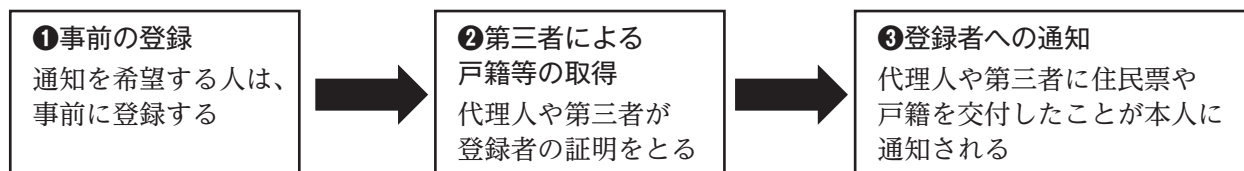
☎農林水産課(☎0848-38-9478)



「事前登録型本人通知制度」を 利用しませんか

あなたの戸籍などが第三者に
交付された場合にお知らせします。

住民票や戸籍の不正請求の抑止と個人の権利の侵害を防止することを目的として、本人以外の第三者に証明書を交付した場合、その事実を登録した本人に通知する制度です。



▶登録の受付場所 市民課、各支所

▶対象 尾道市の住民基本台帳に記録されている人、戸籍に記載されている人(過去に記録・記載されていた人も含む)

▶通知する内容 交付年月日、交付した証明書の内容など

※交付請求者の住所・名前などを通知することはできません。

▶必要なもの 事前登録申請書、窓口に来る人の本人確認書類(代理人が手続きする場合は委任状等が必要)

※詳しくは、お問い合わせください。

☎市民課(☎0848-38-9104)

災害の備えに 費用を補助します

地震や大雨による災害から、
あなたや、大切な家族の命とくらしを守るために

木造住宅の耐震診断・改修費を補助

住まいの状態を耐震診断で確かめてみませんか。
耐震性を知り、必要な耐震改修や補強を行いま
しょう。

▶補助金額

- ・耐震診断 最高2万円
- ・耐震改修 最高30万円

※木造住宅に限る。

▶対象となる住宅

- ①市内にある木造の一戸建住宅または長屋住宅
- ②昭和56年5月31日以前に着工された住宅 ほか

▶申込期限 10月31日(月)

※耐震診断か改修工事が平成29年1月31日(火)ま
でに完了できるもの。

※詳しくは、広報おのみち6月
号6頁をご覧ください。お
問い合わせください。

☎建築指導課

(☎0848-38-9245)



土砂災害特別警戒区域内^(※)にある住宅の 土砂災害対策改修費用の一部を補助

▶補助率

- ・補助対象工事費の23%
- ・上限工事費330万円(上限補助額75.9万円)

▶対象となる建築物

土砂災害特別警戒区域内の指定日以前からそ
の区域内に立地し、土砂災害に対する構造基準
を満足していない建築物

▶申込期限 10月31日(月)

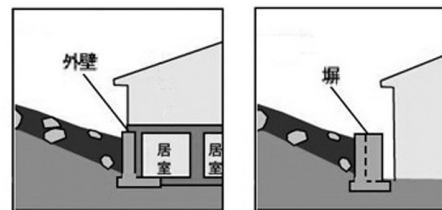
※改修工事の完了報告が平成29年3月15日(水)
までに提出できるもの。

☎建築指導課(☎0848-38-9420)

(※)土砂災害特別警戒区域は広島県のホームページ
「土砂災害ポータルひろしま」で確認できます。

☎土木課(☎0848-38-9254)

土砂災害に対する構造耐力上の安全性を有しているもの(例)



想定される土石流の高さや衝撃力に応じて定められた
仕様を満たす鉄筋コンクリート造の外壁等を設ける

清掃

~毎月1日は
「門前清掃の日」です~

- 【旧尾道・御調・向島地区】 ☎清掃事務所 (☎0848-48-2900)
- 【因島地区(原・洲江含む)】 ☎南部清掃事務所 (☎0845-24-0432)
- 【瀬戸田地区】 ☎南部清掃事務所瀬戸田分所 (☎0845-27-0454)

「祝日」「休日」のごみ収集・ごみ収集協力をお願い

8月の「休日」のごみ持込受付 (対象は家庭ごみです。)

27日(土)	御調清掃センター	8:30~11:00
28日(日)	尾道市クリーンセンター	8:30~12:00
	南部清掃事務所	
	瀬戸田名荷埋立処分地	

必ず分別をして持ち込んでください。(資源物・粗
大ごみを含む)

※向島クリーンセンター・因島リサイクルセンター
は休日の持込受付はありません。

9月の「祝日」のごみ収集

19日(月)敬老の日は、燃やせるごみが月・木曜の地域
22日(木)秋分の日は、燃やせるごみが月・木曜の地域

※燃やせるごみ以外の収集はお休みです。

※ごみ持込受付はありません。

スプレー缶などの出し方

スプレー缶・携帯ガスボンベなどは、中身を使い
切って穴を開け、地域によって定められた収集日、収
集方法で出してください。

地区	収集日
旧尾道地域	資源回収の日
向島町	かん類の日
御調町	資源ごみの日
因島地域	ビン・カンの日
瀬戸田町	ビン・カンの日

※穴を開ける際の注意点

- ①火の気のない、風通しのよい屋外で
- ②残りのガスを抜いて(逆さにして押す)穴を開ける

※振ってシャカシャカ音がしたら中身が残っています。

ご協力をお願いします。

尾道大橋の 夜間片側交互通行を行います

補修工事のため、夜間片側交互通行を行います。
ご不便をおかけしますが、ご協力をお願いします。

規制期間

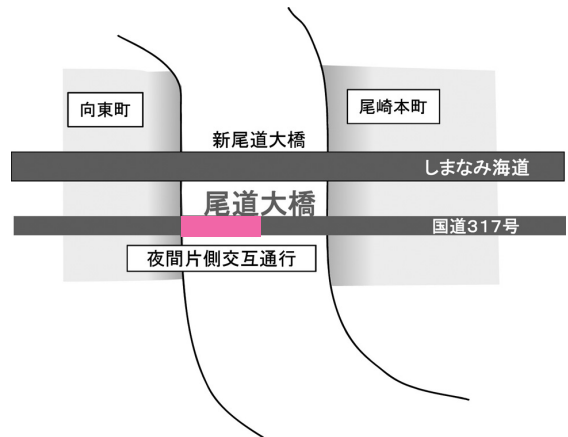
8月16日(火)～9月16日(金)(予定)※土・日曜は除く。

規制時間 22:00～翌6:00(夜間片側交互通行)

※実施日は、看板等でお知らせします。

☎広島県東部建設事務所三原支所維持課

(☎0848-64-4271)



税に関するよくある質問

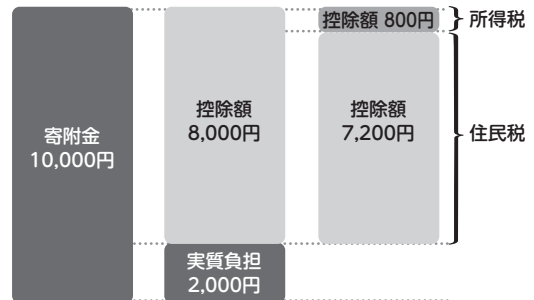


Q. 去年ふるさと納税をし、今年確定申告しました。
今年度の住民税からも控除されますか？

A. はい。

所得税と住民税が課税されている場合、寄附金額から2,000円を引いた額が所得税と住民税から控除されます。住民税控除額は所得税での控除額を除いた額になります。(ただし、控除額に上限があります。)

イメージ



※上記は一例です。寄附金額や所得により控除額が異なります。

Q. ふるさと納税した場合、
住民税控除額の確認はできますか？

A. 毎年6月に発送する「市民税・県民税納税通知書」の「寄附金税額控除額」で確認できます。給与所得者は職場からもらう「給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書」の「税額控除額」でも確認できますが、調整控除や住宅借入金控除等寄附金以外の税額控除が含まれているため寄附金自体の控除額より多い額が記載されています。



※控除を受けるためには、ふるさと納税をした翌年に、原則、確定申告を行うことが必要です。ただし、確定申告が不要な給与所得者等で、ふるさと納税先が5団体以内の場合は、ふるさと納税先団体に申請することにより確定申告不要で控除を受けることができます。(ふるさと納税ワンストップ特例制度)

☎市民税課(☎0848-38-9154)